



認定調査 “ワンポイント・アドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

4月から長寿支援課は「健康長寿課」になりました。
今年度も認定調査へのご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

★★「1-10 洗身」について★★

～実際に調査員さんが書いた特記事項と選択肢より～

○特記事項

「週2回、ヘルパーによる洗身介助を受けている。」

○選択肢：全介助



・ヘルパーが来ない日は洗身していないのか、手の届くところもすべて洗身介助を受けているのか等の情報が不足している為、電話で確認をさせていただきました。

<訂正後>

○特記事項

週2回、ヘルパーによる洗身介助を受けているが、手の届く部位は自分で洗っている。
ヘルパーが来ない日は洗身を行っていない。

○選択肢：一部介助

★ポイント★

- ・本人が洗身した部位も含めて介護者がすべて「洗身」し直している場合は「全介助」
 - ・「洗身」に対する「見守り」が行われている場合は「一部介助」
- いずれも、選択肢を選んだ根拠がわかるような特記事項の記載をお願いいたします。

◆健康長寿課からのお知らせ◆

今年度も認定調査適正化事業のチェックリストに基づき、調査票のチェックを続けていきます。基準以下の判定となった場合は、個別研修をさせていただくことがあります。今後も引き続き、適正な調査へのご協力をお願いいたします。

【介護認定の状況】（R2.4.3時点）

2月申請	455 件のうち審査会の予定が決まっていない数	5 件
3月申請	494 件のうち審査会の予定が決まっていない数	136 件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）